◎調達機関番号　562　◎所在地番号　14
1　掲載日
　平成23年12月５日（号外政府調達第227号）
2　訂正内容
　16ページ４段目、独立行政法人国立印刷局小田原工場で使用するガスに係る「入札公告」について、１⑷中『平成23年』を『平成24年』に訂正します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年12月16日
支出負担行為担当官
東北地方整備局長　徳山日出男
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　仙台第１地方合同庁舎増築棟⑾建築工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　宮城県仙台市青葉区本町３－３－１
⑷　工事内容　本工事は次に掲げる建築工事の施工を行うものである。
１）庁舎（増築棟）新築１棟
構造・階数　鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）、地上16階・地下２階・塔屋２階、延べ面積35,760㎡
２）車庫　新築１棟
構造・階数　鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）、平屋建、延べ面積41㎡
３）自転車置場　新築１棟
構造・階数　鉄筋コンクリート造、平屋建、延べ面積37㎡
４）既存庁舎　改修一式
構造・階数　鉄骨鉄筋コンクリート造、地上９階・地下２階、延べ面積27,736㎡
５）外構　改修一式
６）既存車庫　取りこわし１棟
構造・階数　鉄筋コンクリート造、地下１階、一部地上１階、延べ面積3,753㎡
７）電気設備　一式
８）機械設備　一式
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成27年３月13日まで
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート21,000㎥、鉄骨6,200ｔ、鉄筋2,000ｔ、ガラス4,800㎡
⑺　工事実施形態
①　本工事は、入札時に施工方法等に関する技術提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の適用工事である。
②　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
③　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
④　本工事は、主要な工事材料の積算数量を記載した「工事数量総括表」を、設計図書である特記仕様書の別表として新たに加えることで、契約事項として位置付ける試行工事である。「工事数量総括表」に記載した積算数量（以下「契約数量」という。）は、公共建築数量積算基準に基づき計測・計算された積算数量である。契約数量の扱い等については、特記仕様書（別表）「工事数量総括表」による。なお、「工事数量総括表」に対する質問の提出及び質問に対する回答書の閲覧等の方法は、設計図書と同様の扱いとする。
⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。
2　競争参加資格
次に掲げる⑴から⒀までの条件を満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成23年12月16日付け東北地方整備局長）に示すところにより東北地方整備局長（以下「局長」という。）から仙台第１地方合同庁舎増築棟⑾建築工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は次に掲げる⑴から⒀までの条件を満たしている単体有資格業者又は経常建設共同企業体（甲型）であること。
なお、経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が⑴及び⑻の要件を満たしていること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　東北地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　東北地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　単体有資格業者にあっては、平成８年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下、「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、次の①㋐から㋒及び②の全ての要件を満たす新営（新築又は増築）工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、次の①の工事と②の工事は同一工事でなくともよい。
また、当該施工実績が適切なものであること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。
なお、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。）に係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。
①㋐　建物用途　庁舎、事務所又は類似施設（基礎、躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）
㋑　構造・階数　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、いずれの場合も当該構造が地上11階以上かつ地下２階以上
㋒　建物規模　延べ面積20,000㎡以上
②　特殊構造条件　制振機構を有する構造
⑹　経常建設共同企業体（甲型）又は仙台第１地方合同庁舎増築棟⑾建築工事特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちいずれか１社が、元請けとして完成・引き渡しが完了した、上記⑸の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、上記⑸①の工事と②の工事は同一工事でなくともよい。
その他の構成員にあってはそれぞれ平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の㋓から㋖までの全ての要件を満たす新営（新築又は増築）工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
また、当該施工実績が適切なものであること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。
なお、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。）に係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。
㋓　建物用途　庁舎、事務所又は類似施設（基礎、躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）
㋔　構造・階数　鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
いずれの場合も当該構造が地上４階以上
㋖　建物規模　延べ面積3,000㎡以上